令和3年士幌町議会第4回定例会

1 議事日程 令和3年12月3日(金曜日) 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

(諸般の報告)

日程番号3 行政報告

日程番号4 教育行政報告

日程番号5 監報告第1号 例月出納検査報告

日程番号6 議報告第3号 総務文教常任委員会所管事務調查報告

日程番号7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号9 議案第1号 十勝圏複合事務組合規約の変更について

日程番号10 議案第2号 債権の放棄について

日程番号11 議案第3号 債権の放棄について

日程番号12 議案第4号 指定管理者の指定について

2 出席議員

 1番 加藤 宏一
 2番 河口 和吉
 3番 大西 米明
 5番 伊藤 健蔵

 6番 清水 秀雄
 7番 牧野 圭司
 8番 曽我 弘美
 9番 中村 貢

 10番 森本 真隆
 11番 大野
 明
 12番 矢坂 賢哉
 13番 秋間 紘一

- 3 欠席議員(0名)
- 4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

教育長 土屋 仁志 代表監査委員 佐藤 宣光

農業委員会会長 森本 耕二

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 髙木 康弘 総務企画課長 亀野 倫生 藤内 和三 会計管理者 上野 清子 町民課長 保健福祉課長 藤村 延 健康介護担当課長 三島 裕子 産業振興課長 西野 孝典 建設課長 田中 敏博 角田 淳二 建設課施設担当課長 上山 英樹 子ども課長 特老施設長 齋藤 英雄 病院事務長 増田 達也

消防課長 土屋 政勝

6 教育長の委任を受けて出席した者

 参事
 川口
 久
 教育課長
 小野寺 務

 給食センター所長
 加納 正信
 高校事務長
 木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 若原 裕

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤 慶岩 総務係長 猪狩 賢明

9 会議録

1

2

会議の経過

(午前10時00分)

秋間議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回士幌町 議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、矢坂賢 哉議員及び1番、加藤宏一議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月29日、議会運営委員会 を開催し、協議の結果、本日から12月8日までの6日間とし、本日配 付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議あり ませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月8日までの6日間に決定いたしま した。

これから諸般の報告を行います。

閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告 のとおりです。

次に、十勝圏複合事務組合議会及びとかち広域消防事務組合議会に 関する報告は、お手元に配付のとおりです。

なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控室に 配置しておりますので、随時閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、行政報告、町長から行政報告の申出がありますので、こ れを許します。町長、登壇願います。

木 高

町長に代わりまして行政報告を行います。

副 町 長 | 本日ここに、第4回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各

- 2 -

3

位には年末を控えて何かとご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜 り衷心より厚くお礼申し上げます。

それでは、9月定例町議会以降、現在までの行政の経過について、 ご報告申し上げます。

まず、町長の病状、治療についてでありますが、10月上旬から咳症状がありましたが、回復せず月末頃から体調(咳、熱、倦怠感)が思わしくなく11月11、12日に国保病院、帯広厚生病院で受診の結果、間質性肺炎で1カ月程度の入院が必要との診断となり12日より帯広厚生病院にて入院加療中であります。点滴や酸素吸入により大分回復してきましたが、主治医からは現時点でまた退院出来る状況にないと診断されました。

町長からは、議会、町民の皆様にご迷惑お掛けし申し訳なく思うと ころであり、一日も早く復帰できるよう治療に専念させていただきた いとのことであります。

次に、11月9日から10日にかけての大雨による被害状況についてご 報告申し上げます。

道内では、前線を伴った低気圧が発達しながら通過し、十勝地方でも暖かく湿った空気が流れ込み、9日から弱い雨が断続的に降り続き、10日には低気圧の接近に伴い雨が強まったところであります。

本町においては、士幌市街で102ミリ(1時間あたりの最大降水量14.5ミリ)、下居辺地区で130ミリ(同16.5ミリ)を記録し、特に9日夜から10日未明にかけて強い降雨に見舞われたところであります。

この大雨による町内の被害状況ですが、下居辺地区、佐倉地区を中心に町内各所において、道路側溝や横断管、明渠排水路が土砂で埋塞し、畑や道路に被害が及んだほか、河川法面の崩壊も発生しております。

このうち、道路の通行に影響のある箇所及び急を要する箇所につい ては応急措置をとったところであります。

また、居辺川においては、農地の一部が流亡したところが2箇所あるほか、過年度に災害復旧した護岸の損傷が1箇所あり、これらについて河川管理者である道帯広建設管理部が災害復旧事業を行う予定であります。

今回の大雨による被害状況の詳細につきましては、別紙(被害箇所図)に記載のとおりですが、災害復旧に必要な費用につきましては、被災箇所の迅速な復旧をおこなうために11月16日に補正予算を専決処分させていただいたところであり、本議会においてご報告させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、10月31日に執行された衆議院議員総選挙の結果につきまして は、自由民主党が過半数を超える261議席を、また連立を組む公明党 は32議席をそれぞれ獲得するなど、引き続き与党の安定した政権運営が進められることとなりました。今後も新型コロナウイルスの感染再拡大を食い止めつつ、疲弊した経済再生の動向に注視して参りたいと存じます。十勝においては、選挙区選出で現職の石川香織議員が再選されましたが、加えて比例復活で中川郁子議員も当選となり、7年ぶりに十勝2代議士となりました。十勝の発展のためにご奮闘いただくことを期待するものであります。

次に、11月15日から26日にかけて、町内10か所において町づくり懇談会を開催し、新年度の事業・予算に対する皆様からのご意見・ご要望を伺いました。それぞれの地域の要望のみならず、町政全般についても皆様からご意見をいただくことができ、多様なニーズや課題を反映させながら、今後も積極的な町づくりを推進して参りたいと存じます。

次に、国際貿易交渉についてでありますが、日本や中国、韓国、東南アジア諸国連合(ASEAN)など15カ国による地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が来年1月1日に発効する見通しであり、加盟国の国内総生産(GDP)と人口はそれぞれ合計で世界の約3割を占め、最大級の自由貿易協定となりますが、政府は、北海道が主産地の米、麦や牛肉、乳製品などは関税撤廃・削減の対象外であることから国内農業に特段の影響はないとみています。

一方でTPP以降、日欧EPAや日米貿易協定といった農業に打撃の大きい自由貿易協定が相次ぎ発効されておりますが、我が国の食料自給率が過去最低に低迷する深刻な現実を直視し、農業を守っていく姿勢が求められています。

また、国内では、2050年カーボンニュートラルの宣言等を背景に、 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーション(技 術革新)で実現するための「みどりの食料システム戦略」が策定され、 来年の通常国会での法制化も予定されており、戦略が掲げる有機農業 の拡大や生産現場への支援など、今後の動向に注視が必要であります。

「安心・安全な農産物」を供給していくことが本町農業の責務であることに変わりはなく、今後とも農業振興対策本部を中心として、必要な施策の検討・要請を行いながら、生産者や関係機関の皆様と一丸となり、生産基盤の強化・安定を図っていく所存であります。

次に、道の駅ピア21しほろについてでありますが、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、4月から10月末までの来場者数は21万8千人(前年23万9千人、前々年32万7千人)となり、依然として厳しい状況が続いております。

また、同じく本町の観光拠点であるしほろ温泉プラザ緑風や士幌高原ヌプカの里におきましても、道の駅ピア21しほろと同様に、依然として入込客数や売上高ともに厳しい状況が続いておりますが、引き続

きそれぞれの指定管理者や関係事業者などとも連携し、今後の観光需要の回復も見据えつつ、地域の活性化につなげるべく様々な取り組み を進めて参りたいと存じます。

なお、観光拠点のみならず観光客や宿泊者の減少で甚大な影響を受けている町内の宿泊・観光施設への誘客を促し、関連事業者を支援するため、宿泊施設に宿泊する際の料金の一部を割引するのとあわせ、観光施設でのお土産などの購入等に利用できるクーポン券を配布する宿泊・観光割引事業「しほろ割」を10月より実施しております。すでに割引適用宿泊数を完売した宿泊施設もあり、宿泊・観光施設の利用促進や消費喚起など大きな効果が得られるものと捉えております。

次に、農畜産物加工研修施設(愛称:しほろキッチン)については、緊急事態宣言の発令を受け、8月30日から9月30日まで休館としていたところですが、10月1日からは研修加工室の利用を制限しつつ、感染防止対策を十分にとったうえで開館し、11月上旬には食育学習の一助を担う「大地くんと学ぼう」事業を2年ぶりに実施し、町内の小学生27人の受入れを行ったところであります。

今後も施設利用にあたっては、指定管理者である株式会社チアーズ との連携により感染防止対策を徹底し、利用者の安心・安全を最優先 に考慮し、引き続き利用者にとって"気軽に""楽しく"加工研修が できる施設運営に努めて参ります。

次に、商工業関係でありますが、町内経済の回復・活性化を目的に 実施した「しほろ生活応援プレミアム商品券」発行事業の第1弾(割 増率30%、発行総額8,763万円)に引き続き、10月から実施している 第2弾(割増率30%、発行総額9,467万円)では、商品券取扱店とし て町内の商店事業所等の94店舗の参加をいただき、使用期間の来年1 月5日までには、9,400万円を超える経済効果が見込まれるところで あり、これにより消費が喚起され、町内での購買が一層活発化される など、大きな効果が期待されるところであります。

さらに、商品券の配布と同時期に配布をしている「飲食店専用クーポン券(使用期間:来年2月末まで)」に加え、士幌町商工会による「しほろ飲食店スタンプラリー(引換期間:来年1月末まで)」が実施されており、テイクアウトを含め、飲食店の利用促進につながることが期待されるものであります。

次に、収穫作業を終えた今年の農作物の状況ですが、春耕期は比較 的温暖であり、地温もやや高く推移し、断続的な降雨もありましたが、 作業は順調に進みました。

5月の生育状況は緩慢でしたが、6月に入り気温が高く降雨もあったことから各作物とも生育は順調に進んでおりましたが、6月14日には一部地域で記録的短時間豪雨・降雹が発生し、作物への被害もありました。

7月以降は、真夏日が続き極端な干ばつで経過し、作物への影響も 懸念されたところであります。

作物別では、小麦は総収量は10アール当たり769.2kg (12.82俵)、製品収量は10アール当たり717kg (11.95俵、製品歩留まり93.28%)となり、過去最高を記録した平成27年に匹敵する高収量となりました。ばれいしょは、個数は平年より多くなりましたが、1個重は平年より小さかったため、収量は平年を下回っており、でん粉価はやや低くなりました。

豆類では、大豆は平年をやや上回りましたが、小豆・金時は平年を 下回る収量となりました。

また、てん菜は平均収量が10アール当たり7,100kg、糖分は平均で16.3%程度が見込まれております。

なお、詳細につきましては、農業振興対策本部がまとめた資料をご 参照願います。

次に、酪農・畜産関係についてですが、粗飼料生産の内、牧草は1番草で収量は10アール当たり2,269kgと平年をやや下回りました。2番草については、1番草収穫後の干ばつ傾向により、一部で生育のむらも見られましたが、10アール当たりの収量は1,143kgとなり、全体での乾物収量は平年を上回る出来となりました。

飼料用とうもろこしについては、出芽以降の生育は良好で、生育中の平均気温が高めに推移したことから、生総重量は10アール当たり6,484kg、乾物収量は1,786kgと平年をやや上回り、牧草とともに良質な粗飼料が収穫されたところです。

本町の生乳生産動向についてでありますが、夏場の暑熱の影響が懸念されましたが、10月末現在の累計では前年対比103.9%と前年を大きく上回る伸びであり、今年度産の良質な粗飼料にも切り替わっていくことから、今後の生乳生産が期待されるところであります。

北海道における乳牛の初妊牛価格については、一昨年から70万円台で推移しておりましたが、 $2\sim4$ 歳の雌牛頭数が大幅に増加していることから、乳牛資源の回復が大きな要因となり、今年度に入り60万円台が続いております。

また、コロナ禍で牛乳・乳製品の内、特に業務用乳製品の需要低迷が続き、バターや脱脂粉乳などの在庫が積み上がる深刻な状況が続いております。そのような中、昨年に引き続き士幌町酪農振興協議会からは、学校などの町内各施設に牛乳や乳製品を、士幌町肉牛振興会からは、学校給食に「しほろ牛」を無償提供いただき、感謝しているところであります。

次に、国道241号の整備についてですが、北十勝4町国道整備促進 期成会(4町町長、議会議長で構成)から、帯広開発建設部に要請し たところであり、要請内容につきましては前年度同様、冬期通行の安 全確保対策と道路交通安全対策(歩道整備)となっております。

次に、「国営かんがい排水事業」の執行状況については、「富秋士幌川下流地区(士幌町内・明渠排水路3条、L=11.2km)」のうち、今年度は実勝排水路1.9kmの工事を実施しております。この国営事業は、事業の完成により周辺農地への湛水被害が解消され、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する効果が大きいことから、これからも関係機関に対し、事業の早期完成に向け強力に要請して参りたいと存じます。

次に、建設事業の執行状況ですが、これまでに執行した工事について申し上げます。

土木関係では、士幌西1線交付金道路改良工事を含む46件を実施しております。

土地改良関係では、道営事業の畑総事業4地区の圃場整備と士幌川西・東南地区及び新田地区道営かんがい排水整備事業についての調査計画を実施しております。

また、町が実施します団体営事業では、士幌南地区農地耕作条件改善事業明渠排水整備工事を含む23件を実施しております。

建築関係では、特別養護老人ホーム設備改修工事(空調)を含む10件、水道事業関係では、朝陽1号幹線水道管更新工事を含む5件、下水道事業関係では、士幌終末処理場流量調整設備工事(機械・電気)を含む5件を実施しております。

現在、工事中の各建設事業につきましては、契約工期のとおり竣工となる見通しであります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてでありますが、北海道では8月中旬から下旬をピークに感染者数が減少に転じ、9月30日をもって日本全国の地域で緊急事態宣言が終了しました。一方、これから冬期間に向け換気対策が不十分になる環境にあっては、引き続き気を緩めることなく感染症対策を徹底していくよう注意喚起して参りたいと存じます。

関連して、感染症拡大の影響による子育て世帯の支援については、 児童扶養手当支給要件に該当するひとり親世帯及び住民税均等割が非 課税の世帯に対し、対象児童1人あたり5万円を給付する子育て世帯 生活支援特別給付金をそれぞれひとり親世帯28世帯、215万円、非課 税世帯14世帯、160万円支給したところであります。

また、町の独自施策である士幌町こどもの育ち応援特別給付金は、11月30日までに123世帯に615万円を支給したところであります。

次に、高齢者、障がい者に係る事業及び福祉関係団体の活動状況は、各地域のふれあい・いきいきサロン、ふまねっと、ガンバルーン、歌 謡体操などは、地域のボランティアの皆様の熱意で緊急事態解除後の 10月から一部の地域を除き再開、社会福祉協議会が例年開催していた 「地域ふれあいひろば」の代替事業として、今年度は「地域の皆さんの新たなつながりづくりやふれあい・交流の機会とすること」を目的とした「ふれあいカフェ」を10月16日から4回にわけて開催中です。 高齢者の一般介護予防事業である「まる元運動教室」及び「いきいき運動教室」は、北海道の定めた基本的な感染防止行動に基づき、活動や事業を展開しております。

また、11月4日から士幌愛風会が運営しているデイサービスでは、 町から帯広市内の業者に委託して、理学療法士等の指導の下、軽い運 動プログラムを実施し、利用者の運動機能向上を図っております。

また、士幌町障がい者支援の会では、10月16日、町内で創作活動を続けている障がい者の方による絵画教室がすずらんの家で開催され、日中一時支援事業を利用する児童が参加し交流が図られ、完成した作品は町文化祭に出品されたところです。

今後も社会福祉協議会をはじめ町内介護・障がい福祉サービス事業 所、町民ボランティアの方々と連携して、コロナ禍でも高齢者や障が い者がいきいきと生活できるための支援を継続して参ります。

次に、新型コロナワクチン接種については、9月26日に集団接種を終え、それまでに諸事情で接種できなかった方や12歳になった方を対象に毎月2回、1日最大60人に対して接種を継続しております。2回目接種完了者の状況(11月末日現在)は、高齢者(65歳以上)は、1,963人(94.8%)、64歳以下は、2,985人(86.9%)、全体では、対象者5,505人のうち4,948人(89.9%)となっております。

国は、ブレークスルー感染防止のため、12月から順次2回目接種完了者に原則8か月以上経過した18歳以上の方に対し、追加接種(3回目)を決め、11月17日に各自治体に説明したところで、町としては国の方針に沿って、希望される18歳以上の方に遅くとも翌年2月上旬から接種できるよう準備を進めているところです。事業の概要は、対象者に個別に案内し、総合福祉センター等で、1日150人以上を目安に週に1回または2回程度集団接種を行えるよう関係機関や国保病院と保健福祉課で最終協議を進めております。

また、国は翌年2月から、5歳から11歳の児童にも対象を拡大する ことを検討していることから、国の方針が決定しましたら安全・安心 に接種できる体制整備を構築していく所存でございます。

なお、感染の早期発見を行うため、実施しておりますPCR検査費用助成事業の実績(11月末現在)は、受検者22人で、44万円の助成を行ったところです。

次に、行事関係でありますが、本年は、大正10年に音更村から分村 して100年の節目の年にあたり、11月30日には、開町100周年記念式典 を総合研修センターにおいて、美濃市長をはじめ町内外から約170名 の方々が出席のもと、厳かに執り行ったところであります。また、こ の式典において鈴木洋一氏及び中島康夫氏に対して名誉町民の称号を 贈ったほか、本町の発展に貢献された方々への表彰を行い、先人のご 苦労と偉業に感謝するとともに、町民一人ひとりが豊かさを実感でき る快適なまちの実現のため、積極的に町づくりを推進すべく決意を新 たにしたところであります。さらに、同日、役場庁舎南側広場タイム カプセル埋葬跡地に建設した記念碑の除幕式を執り行ったところであ ります。

次に、記念事業の一環である北海道日本ハムファイターズ179市町村応援大使事業でありますが、7月に実施した帯広における観戦ツアー以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に大きく影響が出たところでありますが、去る11月19日には、ご当地給食と題し、応援大使である、宮西選手、西村選手に食べてほしい士幌の味ということで、しほろ牛を使ったビーフカレーやヨーグルトなど、士幌の特産品を使ったメニューを町内小中学生に提供をしました。事業の実施に当たっては、士幌町肉牛振興会様をはじめ、関係機関の協力を得ましたこと、心よりお礼申し上げます。

また、11月30日には、オンラインによる応援大使との交流会を実施しました。本来であれば、応援大使が本町に来られ、町民と直接交流を図る予定でありましたが、こちらも感染症の影響により、オンラインでの開催となったところでありますが、町民はじめ、町内野球少年団・野球部の皆様が参加のもと、画面越しにはなりますが、選手との交流、ファイターズより提供を受けましたグッズ抽選会などを実施し、大きな盛り上がりを見せたところであります。本事業は、これですべて終了しましたが、感染症の影響を大きく受け、縮小した中での開催となり、ファイターズの成績も残念な形となりましたが、来シーズンの活躍を大いに期待しているところであります。

同じく、記念事業の一環である「100年の森 看板除幕式」につきましては、10月17日に新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、参加人数を制限しての実施となりました。当日は、例年、植樹祭に参加していただいていたサタデースクールの子どもたちも参加し、除幕につきましては、秋間紘一町議会議長他、5人での除幕となりました。

同じく、記念事業の一環である開町100周年記念誌作成については、 11月18日に第3回編集委員会を開催し、来年3月の発行に向けて、現 在編さん作業を行っております。

「しほろ収穫祭」につきましては、昨年度と同様に中止となりましたが、ウェブサイト「どこでもお祭り北海道」に本年も出店し、開町100周年、農協創立90周年の冠事業として、11月1日から1か月間の期間限定で、しほろ牛など本町の特産品を販売いたしました。

次に、国民健康保険病院の経営状況についてご報告申し上げます。

10月末までの結果でありますが、初めに患者数については1日平均で、入院では予算40人に対し38.7人、外来では予算78.1人に対し72.8人の実績となっており、予算達成率では、入院96.8%、外来93.2%となっております。前年度実績と比較してみますと、入院では2.9人の増、外来では6.9人の減となっております。

また、病床利用率は、入院患者8,284人で77.4%となっているところであります。

次に、収益についてですが、入院では予算額(7か月分)1億4,47 8万円に対し1億4,697万円、外来では予算額(7か月分)1億661万円に対し、7,541万円の実績となっており、予算達成率では、入院101.5%、外来70.7%となっております。前年度実績と比較してみますと、入院では1,713万円の増、外来では872万円の減となっております。

病院事業費用の状況は、医師の増による給与費の増などにより、前年比では2,997万円の増となっております。

病院運営につきましては、9月末で隅医師が期間満了となったことにより、常勤3人体制となっておりますが、今後も道内各医大や各病院などからの医師の派遣をいただきながら常勤医師の確保に努めるとともに、町立病院の充実に向けて、より一層の努力と各医大をはじめとした関係機関等との協議・連携も含め、検討を進める所存でありますので、議員各位におかれましてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今年度のインフルエンザの予防接種につきましては、10月14日から予約受付、10月27日から接種を開始したところですが、全国的なワクチン不足の影響を受けるとともに、例年以上に予約申込が早かったこともあり、10月19日で予定数量に達し予約受付を中止したところであります。

本町のワクチン確保見込数は、前年度比30%減となる約2,100人分で、12月中旬まで随時供給される予定でありますが、これ以上のワクチン確保は難しく、受付再開の目処が立たない状況でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今期議会に上程しております案件は、専決処分の承認2件、 十勝圏複合事務組合規約の変更1件、債権の放棄について2件、指定 管理者の指定について1件、条例の一部改正3件、令和3年度一般会 計ほか4特別会計の補正予算5件のあわせて14件であります。

それぞれ詳細をご説明いたしますので、充分ご審議をいただき可決 くださるようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

4 秋間議長

日程第4、教育行政報告、教育長から教育行政報告の申出がありま すので、これを許します。教育長、登壇願います。

土 屋 | 行教育長 | す。

令和3年第4回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

最初に各地で発生した中学生による殺傷事件について申し上げます。

11月19日、根室市の商業施設において、14歳の中学生が店員を切りつけ、殺人未遂で逮捕されるという事件が起こり、また24日には愛知県弥富市の中学校で、3年生の男子生徒が、同級生に刃物で刺され死亡するという事件が発生しました。

大変ショッキングで、また、あってはならない事件であり、教育委員会としても25日開催の校長会議において、各学校での教育相談機能を高めるなど、児童生徒に寄り添った対応をお願いしたほか、26日付けで、各学校長を通じて、全教職員に対し、「命を大切にする指導」や「学級での相談体制の充実」、「各家庭や関係機関等との連携」などを改めて指示したところであります。

次に、学校教育について報告申し上げます。

本年度の士幌町教育研究大会は、新型コロナウイルス感染防止のためオンラインでの授業を公開する形での開催となりました。教育研究所には、公開授業研究や町内各校の実践交流を実施するなど、教育研究を通して教員が指導力・実践力を高め、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな教育活動を展開するために、更に研修を深めていくよう指導して参りたいと存じます。

次に、来年度の新入学児童数は、12月1日現在45名で、本年度より6名減の予定であります。

過日、町民保健センターで就学時健康診断を実施した他、教育支援 委員会を開催して児童の特性に応じた就学の在り方を協議し、その結 果に基づき、適切な就学先の指定手続を進めているところです。

なお、再来年度以降の新入学児童数は、令和5年度37名、令和6年度36名、令和7年度43名、令和8年度32名、令和9年度40名の見込みとなっており、小学校の小規模化が更に進むことになりますので、今後も各小学校の将来の児童数を毎年度推計しながら、必要に応じてPTAや地区住民の皆様に情報提供していきたいと考えております。

次に、小学校及び中学校の文化的活動についてでありますが、10月 27日に開催されました士幌町中央中学校第54回文化祭は、昨年に続き 数多くの来場者に生徒の活気に満ちた各種のパフォーマンスを披露す ることはできませんでしたが、総合研修センターの照明や音響設備が 整ったステージで開催した合唱コンクールは、心に響く素晴らしいも のとなりました。

また、中士幌小学校は10月22日、上居辺小学校は11月13日、士幌小学校は12月3日に学習発表会を開催しました。それぞれ入場者を制限するなど、感染対策を実施した中で開催され、各小学校の児童は、4月からの学習の成果を堂々と発表し、会場に駆け付けた保護者から温かな拍手を頂いておりました。

本年度についても、各小学校で例年のような学習発表会を実施する ことができませんでしたが、日頃の教育活動の成果が発揮されたもの であり、コロナ禍の中、熱心に指導された先生方に対し、心から感謝 を申し上げるところであります。

次に、十勝管内教育委員会連絡協議会及び十勝中学校文化連盟が主催する十勝子ども大会が11月13日、14日の両日開催され、美術、書道、技術・家庭、社会科、理科などの作品展示が行われましたが、各分野の審査の結果、町内各小中学校から出展した作品201点の内、30点が入賞するという好成績を収めました。

なお、入賞作品は、12月9日から12月20日まで総合研修センターで ロビー展を開催し、子どもたちの学習成果を広く紹介して、その頑張 りを支援していくことといたします。

次に、小学校第5学年と中学校第2学年を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、町内全ての小中学校が参加しております。

教育委員会には町内全体の結果、各学校には自校の結果がそれぞれ 提供されることになっております。

調査結果の提供を受けた後は、町内児童生徒の結果について分析を 進め、分析の結果に考察を加え、本町児童生徒の体力・運動能力の現 状と課題を町広報紙によりお知らせすることにしております。

各学校では、子どもたちの運動の日常化の取り組みの実践を行っていますが、対象学年以外の学年でも、この調査の実技と同様な新体力テストを実施する取り組みを行っているところでございます。

次に、学校給食について報告申し上げます。

学校給食センターでは、10月・11月をふるさと給食月間として地場産のじゃがいも・長芋・長ネギ・玉ねぎ・人参などの農産物や、加工食材として土幌高等学校のヨーグルト・ソーセージ・ベーコン、また北海道フーズで製造したコロッケなどを学校給食の食材としてメニューに取り入れ、土幌ならではの地産地消と食育を学び子どもたちに味わっていただきました。

また、町肉牛振興会から本年度もしほろ牛肉の無償提供を受け、美味しい給食を味わうことができました。同振興会に対し深く感謝を申し上げます。

さらに、町酪農振興協議会からも9月から翌年3月までの間、乳製品(200ml牛乳は除く)が無償提供されており、同振興会に感謝を申し上げます。

今後もふるさと給食等を通じて、学校における食育の推進を図って いきたいと存じます。

次に、士幌高等学校について報告申し上げます。

来年度の生徒募集につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大 の影響により、士幌町中高連携事業(士幌町中央中学校高校体験入学) 及び管内中学生向けの一日体験入学はやむなく中止と致しました。10 月4日から22日まで後期公開授業が行われ、管内の中学生とその保護 者が来校しました。士幌高校生の普段の様子や授業風景、施設などを 見学いただき本校の魅力を伝えたところです。

今後も学校ホームページやフェイスブック等を通じて高校の魅力を 発信し、新入生確保に向けてPR活動を続けてまいります。

次に、本校の魅力ある教育活動についてでありますが、農業先進技術活用実践学習では9月14日に日本土壌肥料学会2021年度北海道大会で「高校生による研究発表大会」がオンラインで開催されました。アグリビジネス科が「ドローンを利用した土壌の乾燥過程マップの作成」の題目で発表を行い、オンラインのチャット機能を介して熱心な質疑応答が行われ、5年目で初めての入賞となる優秀賞を受賞しました。

北海道HACCP認証の取り組みでは、HACCPに準じた工程管理を行うとともに、認証の更新に向けて生産管理を通した基礎基本の学習を継続しています。また、マーケティング実践学習においては、インターネットでの高校生産物の販売を目指し、高校独自ストアの開設に取り組んでいるところです。

10月9日には道の駅ピア21しほろの敷地内のテントで生徒6名が参加し、2年ぶりに町内での販売会を開催することができました。

また、11月6日から開催された第16回北海道農業高校「食彩フェア」 in TOKYO(農業高校収穫祭2021)に2名の生徒が参加し、加 工品や野菜を販売しました。2年ぶりの道外での販売会でしたが、農 業高校と生徒の活躍を広く伝える良い機会となりました。

次に、10月27日に開催された第72回日本学校農業クラブ全国大会令和3年度兵庫大会の農業鑑定競技に4名の生徒が出場しました。また、10月30日には第31回全国産業教育フェア埼玉大会 さんフェア埼玉2021「第20回全国高校生フラワーアレンジメント」コンテストにオンラインで出場しました。いずれも入賞には至りませんが、日頃の学習の成果を発表することができました。

士幌高等学校では、夢や希望を持って頑張る生徒を同校のブランドに認証する「志」プロジェクトを展開しており、12月7日の校内実績発表大会において、本年度の認証式を執り行う予定です。

今後も「士」幌の生徒の思いが詰まった「心」を全国に発信していただくよう願っております。

教育委員会といたしましては、これまでと同様に町内全学校の児童生徒の頑張りを支援していく考えでございますので、引き続き、町民の皆様、町議会議員皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

次に、社会教育について報告申し上げます。

11月2日から2日間、総合研修センターで第64回士幌町文化祭を開

催し、児童生徒や文化サークル等の作品1,130点が出展され、来場者 に感動と感銘を与えていただきました。

本年度は、コロナ対策のため、作品展示だけの内容で開催しましたが、各団体や個人は日常の文化活動を通して本町の文化の振興に大きく寄与しており、今後とも自主的な活動が積極的に進められるよう環境の整備を図っていきたいと存じます。

次に、町民文芸誌ぬぷか第41号がこのほど刊行され多くの方々にご 愛読いただいています。

今回は、特集テーマを「開町100年」として作品を募集し、短歌、俳句、創作、回想、エッセー、随筆、町内の児童生徒の作品等、多くの作品が寄せられ、読みごたえのある素晴らしい内容となっております。

次に、スポーツ関係では、10月9日に町民スポーツの集いとして開催された、駅伝大会では11チーム44名が健脚を競いました。この日は併せて町陸上競技協会主催のタイムトライアルが38名の参加の中開催されました。また、パークゴルフ場ではパークゴルフ協会主催による大会を55名が参加され、残り少ない期間の屋外スポーツに親しんでいただいたところです。

次に、間もなく冬季スポーツシーズンを迎えようとしていますが、 町営スケートリンクの造成・管理につきましては例年同様に町スケート協会へお願いすることとし、感染対策に注意して利用をお願いし、 管内の感染状況を見据えて各種大会の開催を検討することにしております。

以上申し上げ、教育行政報告といたします。

秋間議長

これで行政報告は終わります。

なお、行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願い申し上げます。

本定例会に提出された議案について理事者から提案理由の総括説明 を求めます。副町長、登壇願います。

高木副町長

それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいた します。

議案につきましては、専決処分の承認2件、組合規約の変更1件、 債権の放棄2件、指定管理者の指定1件、条例の一部改正が3件、補 正予算案が5件の合計14件の議案を提出させていただきます。

承認第1号及び第2号は、令和3年度一般会計補正予算の専決処分の承認でございます。議案第1号は、十勝圏複合事務組合規約の変更で、加入団体の一部地域の追加に伴う変更であります。議案第2号及び第3号は、債権の放棄についてでありまして、学校給食費債権と水道使用料債権の放棄について議会に議決を求めるものであります。議案第4号は、学習体験の里及び国産材展示施設の指定管理者の指定に

ついてであります。議案第5号から7号は、条例の一部改正について であります。議案第5号は、士幌町の休日を定める条例等の一部改正 で、年末年始に係る町の休日を国、道に合わせるため改正を行うもの であります。議案第6号は、士幌町国民健康保険条例の一部改正で、 関係施行令などの改正に伴う改正であります。議案第7号は、士幌町 国民健康保険税条例の一部改正で、地方税法の改正に伴い未就学児の 均等割の減額を定めるための改正であります。議案第8号から第12号 までは補正予算でありまして、一般会計ほか4特別会計の補正予算案 であります。

議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決 定賜りますようお願い申し上げ、総括説明といたします。

秋間議長

日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」を行います。

職員に朗読をさせます。

猪 狩 総務係長 監報告第1号。

士幌町長、小林康雄様。士幌町議会議長、秋間紘一様。

士幌町代表監査委員、佐藤宣光。

例月出納検査報告。

例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定によ り、次のとおり報告します。

令和3年度8月分、令和3年9月17日、佐藤、河口監查委員。令和 3年度9月分、令和3年10月20日、佐藤、河口監查委員。令和3年度 10月分、令和3年11月19日、佐藤、河口監査委員。

下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検 査をしたところ、いずれも適正であった。

記以下は記載のとおりですので、朗読を省略します。

以上です。

秋間議長 佐藤代表 代表監査委員の補足説明があれば求めます。

ございません。

監査委員 秋間議長

これで例月出納検査報告を終わります。

6

日程第6、議報告第3号「総務文教常任委員会所管事務調査報告」 を行います。

職員に調査事項及び所感を朗読させます。

猪 狩 議報告第3号。

総務係長

公用車の管理状況について。所感。総務文教常任委員会の所管事務 調査は、公用車の管理状況について実施した。第1に公用車は資産と して保守点検等適切な管理がなされているか、第2に車両の事故等に 対する備えとして、道路交通法等関連法に対し法令遵守がなされてい るか、この2点を重点に調査を実施した。結論としては、おおむね適 切に管理されていることが確認できたが、一部で不適切な事務処理が

- 15 -

認められた。今後さらなる改善に取り組む必要もあることから、次のとおり所感を述べる。

- (1)、公用車の計画的な更新。保有公用車全76台の平均経過年数は16年、10年以上の保有率は71.1%で、非常に長い期間にわたり公用車を使用している。長く使用することでコスト軽減につながるとの説明であったが、高校生や施設利用者等の送迎にも使用されており、安全機能の維持や不測の故障など予期しないリスクも考慮すべきである。使用目的によって優先順位を設定し、計画的な更新計画を策定すべきと考える。
- (2)、安全運転への取組。職員への安全運転教育をはじめとし、アルコールチェック、保険への加入、法令等に準拠した車検、定期点検の実施、運転日誌の管理については、適切に実施されていた。しかし、ドライブレコーダーの搭載率は17.1%と低く、一般業務用車両の搭載は1台のみであった。ドライブレコーダーは、安全運転意識の向上、事故発生時の活用、地域防犯の向上などの効果が期待されることから、更新車両はもとより現有車両への搭載を検討されたい。

先進自動車は、自動ブレーキシステムをはじめとする安全運転支援 装置が搭載された車両であり、国内で急速に普及が広がっている。ま だ公用車の導入実績はないが、対人や職員の生命や安全を守るために も導入を検討されたい。

- (3)、カーボンニュートラルに向けての取組。士幌町は、環境自治体会議において中心的な役割を担うとともに、環境基本条例を制定している環境の町である。しかし、省エネルギー車や低公害車の保有率は19.7%と低い状況にある。士幌町が目指す2050年カーボンニュートラルへの挑戦、SDGsへの貢献への阻害要因となるため、電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車などの環境負担の小さい公用車の導入を検討されたい。
- (4)、持続可能な民間活力の導入。士幌町では、除雪業務、スクールバスの運行業務を町内企業に委託している。町が保有する車両は、スクールバス全9台と除雪用車両10台であり、不足する除雪用車両27台については、町内企業や個人から借り上げ契約を締結している。しかし、企業では車両保有による経営のリスクやオペレーター不足という課題に直面していることから、持続可能な民間活力の導入方法を検討されたい。
- (5)、ロゴステッカーで町民の安全、安心を。士幌町の公用車には町の口ゴを表示した車がほとんどない状況です。ロゴを表示することは、町民にとって役場の車を認識しやすくなるだけではなく、業務走行中は地域防犯に寄与し、災害等の現場では町民の安心にもつながる。シールタイプ、マグネットタイプとも比較的安価で、政策PRにも利用できることから、公用車へのステッカーの導入を検討されたい。

秋間議長 中 村 以上です。

総務文教常任委員長の補足説明があれば許します。 ありません。

委員長 秋間議長

これで総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。

日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を 議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

亀野総務 企画課長 総務企画課長、亀野よりご説明申し上げます。

令和3年度士幌町一般会計補正予算(第3号)について、地方自治 法第179条第1項の規定に基づき、令和3年6月11日付をもって専決 処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報 告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正の専決は、令和3年2月6日に発生した当時中学1年生、 現在は2年生ですが、当時サッカー部活動試合中に衝突し、その衝撃 により歯が折れたことで、破折に対する学校スポーツ保険の適用を受 け、けがをした生徒の保護者様へ速やかな補償給付を行えるよう専決 処分を行ったものでございます。

それでは、1枚目おめくりいただきまして、1ページを御覧願いま す。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億9,383万7,000円に改めたものでご ざいます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、5ページを御覧願い ます。10款3項2目教育振興費において21節補償補填及び賠償金に日 本スポーツ振興センター災害共済補償金88万円を追加し、特定財源に つきましては日本スポーツ振興センター災害共済給付金を同額充当い たしました。

なお、歳入につきましては、歳出の特定財源で説明をいたしました ので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおりご承 認いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(ts し)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

し) (な

秋間議長

討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

ここで11時15分まで休憩といたします。

午前10時59分 休憩 午前11時15分 再開

秋間議長

それでは、休憩を解き再開いたします。

8

日程第8、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を 議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

亀野総務 企画課長

総務企画課長、亀野よりご説明申し上げます。

令和3年度士幌町一般会計補正予算(第5号)について、地方自治 法第179条第1項の規定に基づき、令和3年11月16日付をもって専決 処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報 告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正の専決は、11月9日から10日にかけての大雨による道路、水路などの被害に伴い、被災箇所の速やかな復旧作業への着手並びに燃料費急騰の伴う支援策を早急に行えるよう専決処分を行ったものでございます。

それでは、1 枚おめくりいただきまして、1 ページを御覧願います。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,966万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億3,240万7,000円に改めたものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、5ページを御覧願います。3款1項1目社会福祉総務費において燃料費急騰に伴い、非課税の一定要件及び生活保護世帯を対象に商品券を交付しようとするもので、11節役務費に郵便料21万2,000円を追加し、19節扶助費に臨時冬期暖房費助成事業扶助費477万4,000円を追加するものでございます。

次に、4款1項6目新型コロナワクチン接種事業費では、3回目のワクチン接種に伴いシステム改修が必要となったことから、12節委託料に健康管理システム改修委託料68万2,000円を追加し、特定財源につきましては新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金を同額充当いたします。

次に、14款1項1目道路橋梁災害復旧費では、11月9日から10日にかけての大雨による被災箇所復旧費用として12節委託料に排水管清掃委託料300万円の追加、13節使用料及び賃借料に重機借り上げ料300万円を追加し、14節工事請負費に道路災害復旧工事2,700万円を追加し、15節原材料費に道路補修用原材料費100万円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、4ページを御覧願い

ます。特定財源以外の一般財源ですが、19款1項1目繰越金に3,898 万6,000円を計上し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおりご承 認いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。

加藤議員

3款1項1目社会福祉総務費の中の臨時冬期暖房助成事業なのですけれども、477万4,000円の執行ということですが、対象件数を教えてください。

秋間議長

保健福祉課長。

藤村保健

保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。

福祉課長

434世帯になっております。内訳は、65歳以上の高齢者が371世帯、身体障がい者や療育手帳、精神保健福祉手帳所持者等が14世帯、その他在宅で要介護4、5の介護世帯や児童扶養手当受給者、あわせて生活保護世帯26世帯と内訳はなっております。

以上です。

秋間議長

1番、加藤議員。

加藤議員

この福祉灯油は、たしか過去にも何回か実施されていると思うのですが、直近での対象世帯数ってどれぐらいありましたか。

秋間議長

保健福祉課長。

藤村保健

保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。

福祉課長

直近でいうと、平成30年度に395世帯に支給しております。

以上です。

秋間議長

1番、加藤議員。

加藤議員

たしかその前は370世帯ぐらいで、結構増えているのです、対象世帯が。ところが、この町の人口って減っているのだ。その構図のところも少し検討の中に入れておかないと、いわゆる灯油の高騰を受けての福祉灯油ということがこの事業の背景なのだが、実際はそれを見ていくと、ひもといていくとこの町の町民の方の暮らしぶりが結構難しいほうにいっている世帯が多いということも、単に対象だからお金をあげるのではなくて、その部分も民生費の中で見ていけるものは見てあげて、こうならないような努力もしていかないと、対象者が増えても超えたから出す、ただそれだけでは本当のまちづくりというか、生活を支えるということにならないのです。そこの数字も少し捉えながら、福祉対策のほうも充実するようにこれからも考えていっていただきたいと思います。今回の執行に対しては、決して私はどうこう言うつもりはないのですが、過去の数字と照らし合わせて、この町の背景がそういうものに今あるということだけは潜在的に頭の中で捉えて、福祉対策をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

秋間議長

3番、大西議員。

大西議員

この財源一般財源になっているが、道もこれから予算組んだら道費

が出てくるのでないか。全額道費で来るのか。

秋間議長

総務企画課長。

亀野総務

総務企画課長、亀野よりお答えをいたします。

企画課長

今ご質問の内容につきましては、道のほうで特別交付税の措置を受けるのに今準備を進めておりまして、それに対しての補助という形にはなりませんが、今その準備を進めておりまして、3月末には対象になるかと考えてございます。

参考までに今回交付税措置されたのは、平成26年度に1度その交付 税措置を受けたということになってございます。

以上でございます。

秋間議長

そのほかありませんか。

(なし)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長

討論なしと認め、これから承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

9

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第9、議案第1号「十勝圏複合事務組合規約の変更について」 を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高 木 副 町 長 議案第1号 十勝圏複合事務組合規約の変更について説明をいたします。

これは、事務を共同処理する市町村の一部地域の追加に伴う規約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の5ページをお開き願います。十勝圏複合事務組合での共同処理をしておりますこの第3条の表の(6)の欄でございます。ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理、運営に関する事務について、令和4年4月1日から幕別町の旧忠類村地域を加えるため、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、 令和4年4月1日より施行するものでございます。

以上、議案第1号の説明といたします。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

1 0

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第2号「債権の放棄について」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

議案第2号 債権の放棄について説明をいたします。

高大副町長

これは、学校給食費債権を放棄することにつきまして、地方自治法 第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでござい ます。

町の債権には公債権、いわゆる公の債権でございます町税、国保税、後期高齢の保険料、介護保険料、下水道使用料などと私債権、私の債権でございます学校給食費、水道使用料、公営住宅使用料などに分類をされます。このうち私債権のうち今回議案第2号の学校給食費、議案第3号では水道使用料についてでございますが、これらの時効については2年となっておりますが、債務者から時効の完成の意思表示がなければ債権はそのまま消滅をしないというものでございまして、回収が著しく困難であるものについてのみ今回債権の放棄を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する債権につきましては、債権額については94万4,760円、債務者の実人数は2人でございます。債権数は合わせまして282件であります。

4の債権の概要のところに調定年度ごとの放棄の理由別の債権数と 金額を掲載しておりまして、平成13年度から平成24年度にかけての債 権でございます。

次に、5の放棄の理由でありますが、所在不明と無資力でありまして、それぞれ債権の消滅時効の期間が経過し、その回収が著しく困難であると判断したものでございます。

以上、議案第2号の説明といたします。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。3番、大西議員。

大西議員

ちょっとお聞きします。学校給食費って大体所得が330万円以下の 人は免除になるのですが、ということはこの人たちは三百何十万円を 超えている所得のある人ということですか。

秋間議長

学校給食センター所長。

加納給食

学校給食センター所長、加納よりお答え申し上げます。

センター

その2名については、所得330万円以上でございます。

所 長

以上です。

秋間議長

3番、大西議員。

大西議員

ということは、払えるだけの財力はあるということですから、それ を住所が分からなくなったということで、所在が分からないというこ

- 21 -

とですが、子供を連れて歩いているわけだから、住所が分からぬということはないと思うのです、どこかに学校に入っているのだと思いますから。所得の少ない人はやむを得ぬとしても、所得のある人が払わぬということは、ただ払いたくないから払わない、ただでご飯食べているというだけの話ですから、これからこういうことないようにきちんと催促して取ってもらわないと、ほかの人と公平性がなくなってしまうから気をつけてください。

秋間議長

そのほかありませんか。

(なし)

秋間議長

それでは、質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第3号「債権の放棄について」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高 木 議案第3号 債権の放棄について説明をいたします。

副町長

これは、水道使用料債権を放棄することにつきまして、地方自治法 第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでありま す。

債権の放棄に関する説明については、先ほどの議案第2号と同様で ございます。

放棄する債権額は139万1,000円、債務者の実人数は26人、債権数は、6ページの一番下のほうになりますが、合わせまして528件であります。

5ページに戻っていただきまして、4の債権の概要に調定年度ごとの放棄の理由別の債権数と金額を掲載しておりまして、平成12年度から平成30年度にかけての債権でございます。

次に、7ページを御覧願います。5の放棄の理由でございますが、本人死亡、所在不明、無資力についてはそれぞれ債権の消滅時効の期間が経過し、その回収が著しく困難であると判断したものでありまして、破産につきましては破産法に基づく免責決定がなされたものでございます。

以上、議案第3号の説明といたします。

秋間議長 大西議員

これから質疑を行います。ありませんか。3番、大西議員。

昨年だったか水道の話をしたときに、今は水道料を払わないと水は 止めますという話をされましたからびっくりしたのだが、生活に関わ る、命に関わる問題だから、ええっと思ったのですが、いつからやり

1 1

出して、それでも払わない人がこれだけいるのかということをお聞きします。

秋間議長

建設課長。

田 中建設課長

今のお答えは、昔私がしたのですが、始まったのは30年の12月から始めておりまして、今年で大体3年経過している状況でございます。 今現在給水を停止している方につきましては2名おりまして、その内訳としましては生活実態がないということでございます。

秋間議長

副町長。

高木副町長

給水を停止するときにおきましては、給水を停止しますという予告を最初にさせていただいてございます。大概の方については、その時点で建設課のほうに連絡をいただいて、どのように滞納分を支払っていくかということの相談をいただいて、それをもって給水を開始するというふうなことをしてございます。また、それでもたまに来ていただけない方もおりまして、そのときは本当に給水停止になるのですが、それでびっくりして、またこっちに連絡いただけるという事例もございまして、そういった中で現在現年分の使用料を滞納させないというところで、そこに力を入れてございまして、それによって滞納額を増やしていかないと、できるだけ減らしていくという努力をやっているわけでございますが、今回ここで提案をしているものについては、既に町外に行ってしまっている方などがほとんどでございまして、そういったことの効力がないと、水道を停止するということに実際になっていかないので、こういう事態になっているということでございますので、ご理解を賜りたいと思ってございます。

秋間議長 大西議員

3番、大西議員。

今ので理解します。

それとあと、本人死亡したというのがかなりたくさんあるのだが、 先ほど1番議員が言ったように生活困窮者なのだと思うのです。水道 代払えない人なんかが、今家庭で亡くなる方ってそんなにいませんから、3%か4%しかいませんから、これだけの数の方が死亡で払えなくなったということは、病院代も多分払えなかったのではないかなと思うのです。家族もいるだろうし、生活困窮者だとすればまた救う道もあるのだろうと思うし、いろんな観点からやっぱり見ていかないと、命に関わる水ですから、簡単に止めればいいというものでもないし、建設課も、中士幌であったのだが、えらい気にして、警察や何かともタイアップしながら、大丈夫か、生きているのかという確認しながらやっているみたいですが、そのほかに生活保護だとかそういうところでどう救えるのかということもこれからしていかないと、死亡というのはかなりいて、水道代払えない人が病院代なんか払えないだろうなと僕は思うので、その辺は考慮していただきたいと思います。

秋間議長

1番、加藤議員。

加藤議員

無資力ですとか所在不明というのは、もし生きておられたらそれな りにお金もあるのかもしれないですが、この破産の部分です。破産さ れると、債権としても成立しないのではないのかな。破産宣言されて しまったら、債務としてこっちはたしか取立ても何もできないはずな のだが、それでも破産も載せていかなければならないのか、こっちに

秋間議長

建設課長。

 \mathbf{H} 建設課長

今載せてございますのは、破産により免責になった月数の債務とい うことになります。

秋間議長

1番、加藤議員。

加藤議員

そうすると、月数の部分の債務ということは、どっちみちこれはも う取立てできないですよね。そういうことですよね。不思議なことに 平成23年以降は破産というのがどんどん増えてきて、件数的にもこう いうのは時代の背景なのか私はよく分からないのですが、これはどう 考えているのか。自己破産されてしまったらしようがないのだが、そ ういうケースもこれから増える可能性あるのでしょうか。

秋間議長

建設課長。

中 建設課長

 \mathbf{H}

破産の件数については、そうそう増えているイメージはないのです が、破産については明らかに期間を待たなくてもその債務が免責され ているということで、期間を待たないで載せているというのが現状で ございます。ほかにつきましては、先ほどの時効の期間を待ってとか、 ひょっとしたら本人の所在が分かるかもしれないという猶予期間を設 けているので、その差がこの表には表れてきているかなというふうに 思います。

秋間議長

そのほかございませんか。

し) (な

秋間議長

それでは、質疑を終わり、これから討論を行います。

(ts し)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 暫時休憩いたします。

> 午前11時38分 休憩 (中村議員退席) 午前11時38分 再開

秋間議長 休憩を解きを再開をいたします。 1 2 日程第12、議案第4号 指定管理者の指定についてを議題といたし ます。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第4号 指定管理者の指定について説明をいたします。 高 木 これは、士幌町学習体験の里及び士幌町国産材展示施設に係る指定 副町長 管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、 議会の議決を求めるものであります。 指定管理者は、株式会社佐藤土建代表取締役、中村将氏を引き続き 指定をしようとするものであります。 指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年 間であります。 指定管理者の募集につきましては、指定管理者の指定手続等に関す る条例第2条の公募によるもので募集をした結果、株式会社佐藤土建 1 社からの応募があり、11月18日に開催いたしました指定管理者選定 委員会により適切なものとして判断し、今議会の議決をお願いするも のでございます。

以上、議案第4号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

> (な し)

質疑を終わり、これから討論を行います 秋間議長

> し) (ts

討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。 秋間議長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。 秋間議長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

(中村議員入場)

秋間議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、12月7日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

(午前11時40分)